

四日市市告示第 2 4 1 号

四日市市民間保育所 3 歳未満児保育強化推進事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 5 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市民間保育所 3 歳未満児保育強化推進事業実施要綱の一部を改正する要綱  
四日市市民間保育所 3 歳未満児保育強化推進事業実施要綱（平成 3 年 4 月 1 日施行）  
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="293 855 794 949"><u>四日市市民間保育所等 3 歳未満児 保育強化推進事業実施要綱</u></p> <p data-bbox="252 1034 347 1066">（目的）</p> <p data-bbox="204 1093 820 1541">第 1 条 この要綱は、保護者の就労機会 の拡大に伴い増加する 3 歳未満の低年 齢児（以下「3 歳未満児」という。）の 受入れに対し、<u>民間が設置する保育所及 び認定こども園（以下「民間保育所等」 という。）</u>の担当保育士の資質向上と保 育内容における公私格差の是正を図る ことを目的とする。</p> <p data-bbox="252 1626 446 1657">（事業の概要）</p> <p data-bbox="204 1684 820 1899">第 2 条 市長は、<u>民間保育所等</u>における 保育士配置の強化等にかかる経費を運 営費市単加算として交付し、前条の目的 を積極的に推進する。</p> <p data-bbox="252 1984 580 2016">（<u>対象保育所等</u>の義務）</p>	<p data-bbox="938 855 1439 949"><u>四日市市民間保育所 3 歳未満児保 育強化推進事業実施要綱</u></p> <p data-bbox="896 1034 992 1066">（目的）</p> <p data-bbox="849 1093 1465 1429">第 1 条 この要綱は、保護者の就労機会 の拡大に伴い増加する 3 歳未満の低年 齢児（以下「3 歳未満児」という。）の 受入れに対し、<u>民間保育所</u>の担当保育士 の資質向上と保育内容における公私格 差の是正を図ることを目的とする。</p> <p data-bbox="896 1626 1091 1657">（事業の概要）</p> <p data-bbox="849 1684 1465 1899">第 2 条 市長は、<u>民間保育所</u>における保 育士配置の強化等にかかる経費を運営 費市単加算として交付し、前条の目的を 積極的に推進する。</p> <p data-bbox="896 1984 1193 2016">（<u>対象保育所</u>の義務）</p>

第6条 運営費市単加算交付の対象となる民間保育所等を設置又は運営する者は、保育士配置の強化、保育者の資質向上、3歳未満児の受入れ体制の拡大・充実及び施設整備に努めるものとする。

(運営費市単加算)

第7条 市長は、民間保育所等が第5条に規定する保育士配置基準により3歳未満児の保育を実施した場合は、当該保育所等の設置者又は長に運営費市単加算を交付するものとする。

2 (略)

(運営費市単加算の交付請求)

第8条 前条第1項に規定する運営費市単加算の交付を受けようとする民間保育所等の設置者又は長(以下「請求者」という。)は、月ごとに四日市市民間保育所等3歳未満児保育強化推進事業費(運営費市単加算)請求書(第1号様式。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

この場合において請求者は、四日市市基準保育士等配置状況調書(第2号様式。以下「調書」という。)を毎月初日に市長に提出しなければならない。

2 (略)

3 「四日市市民間保育所等1歳児保育強化推進事業」の対象になった1歳児についても併せて請求をすることができるものとする。

第6条 運営費市単加算交付の対象となる民間保育所を設置又は運営する者は、保育士配置の強化、保育者の資質向上、3歳未満児の受入れ体制の拡大・充実及び施設整備に努めるものとする。

(運営費市単加算)

第7条 市長は、民間保育所が第5条に規定する保育士配置基準により3歳未満児の保育を実施した場合は、当該保育所の設置者又は長に運営費市単加算を交付するものとする。

2 (略)

(運営費市単加算の交付請求)

第8条 前条第1項に規定する運営費市単加算の交付を受けようとする民間保育所の設置者又は長(以下「請求者」という。)は、月ごとに四日市市民間保育所3歳未満児保育強化推進事業費(運営費市単加算)請求書(第1号様式。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

この場合において請求者は、四日市市基準保育士等配置状況調書(第2号様式。以下「調書」という。)を毎月初日に市長に提出しなければならない。

2 (略)

3 「四日市市民間保育所1歳児保育強化推進事業」の対象になった1歳児についても併せて請求をすることができるものとする。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第8条関係）

四日市市民間保育所等3歳未満児保育強化推進事業費  
（運営費市単加算）請求書

年度 月分 3歳未満児保育強化推進事業にかかる運営費市単加算分として  
次のとおり請求します。

年 月 日

住 所

施 設 名

代表者氏名

四日市市長 様

請 求 金 額 円

請 求 内 訳

		初日入所人員	前月1日入所 人員精算	人員計	運営費加算単価	金額計
0歳児		人	人	人	円	円
1歳児		人	人	人	円	円
2歳児		人	人	人	円	円
前月までの 途中入退所精算		入 所 ①	退 所 ②	人員計 ①-②	運営費加算単価	金額計
	0歳児	人	人	人	円	円
	1歳児	人	人	人	円	円
	2歳児	人	人	人	円	円
3月途中入退所 (3月請求分のみ使用欄)	0歳児	人	人	人	円	円
	1歳児	人	人	人	円	円
	2歳児	人	人	人	円	円

### 四日市市基準保育士等配置状況調書

保育所等名		対象年度																						
対象月	定員	初日入所児童数(他の市区町村から受入れた児童を含む。)					計※	四日市市独自の基準上必要となる保育士数(A)※								当該保育所等に勤務する職員数(各月初日現在)								
		乳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児		保育所等の長(有りの場合「1」を記入)	常勤保育士(正規職員及びそれと雇用日数・時間が同じ職員。保育所等の長は除く。)	常勤保育士以外の(短時間保育士等)◆2ページを作成して下さい	うち保育士定数に充てることができる保育士	保健師又は看護師	うち保育士定数に充てることができる保育師又は看護師	常勤調理員	常勤以外の調理員	左記以外の職員(用務員、事務員等)								
月																								

職員数合計※	うち保育士定数に充てることができる保育士等の計(B)※	差し引き(B-A)※	主任保育士専任加算の適用状況 有:「1」 無:「0」	特別保育事業の実施状況 <b>★記入要領に注意して入力して下さい。</b>							備考1※	
				延長保育	一時保育	地域子育て支援拠点施設【B型】	家庭支援推進保育	休日保育	障害児保育	乳児保育促進事業		
				必要保育士数有:「保育士数」 無:「0」	必要保育士数有:「保育士数」 無:「0」	実施有:「1」 無:「0」	事業担当職員が保育士である場合、「事業担当保育士数」 否「0」	必要保育士数有:「保育士数」 無:「0」	必要保育士数有:「保育士数」 無:「0」	必要保育士数有:「保育士数」 無:「0」	必要保育士数有:「保育士数」 無:「0」	

※ブルーのセルには計算式が入っています。ご注意ください。

保育所等名※   
対象年度※ 年度  時間  分

当該保育所等の人事規則等で定める  
常勤者の1日当たり労働時間数  必ず入力して下さい

短時間勤務等の保育士(特別保育事業の担当をしていない)

番号	保育士氏名	採用年月日 (年度内に採用した場合のみ入力)	給与形態 日給制・ 時間給 制の別	雇用契約等における労働条件	
				1月当たりの労働日数	1日当たりの労働時間数
計					
総時間数					
常勤者換算「月 日」で計算					

※ブルーのセルには計算式が入っています。ご注意ください。

短時間勤務等の保育士(特別保育事業の担当をしている)

番号	保育士氏名	採用年月日 (年度内に採用した場合のみ入力)	給与形態 日給制・ 時間給 制の別	雇用契約等における労働条件		※特別保育事業の担当をしている場合その「特別保育事業名」を入力して下さい。
				1月当たりの労働日数	1日当たりの労働時間数	
計						
総時間数						

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(こども未来部 保育幼稚園課)